



総務省

総合的対応策を踏まえた 総務省の地方財政措置

令和8年7月13日
自治行政局国際室

(参考) 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

(令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定)

Ⅱ 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

(4) 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備

iii 速やかに実施する施策

- ・ 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和8年度から地方財政措置を講じる。〔総務省〕《施策番号101》

Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備＜再掲＞

iii 速やかに実施する施策

- ・ 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和8年度から地方財政措置を講じる。＜再掲＞〔総務省〕《施策番号101》

令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

※ 地方自治法に定める特別区を含む
※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
又は体制の拡充に必要な経費

運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
に必要な経費

■ 交付率

原則として必要な経費の2分の1
(共同方式により整備事業を行う場合は10分の10)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

■ 交付限度額

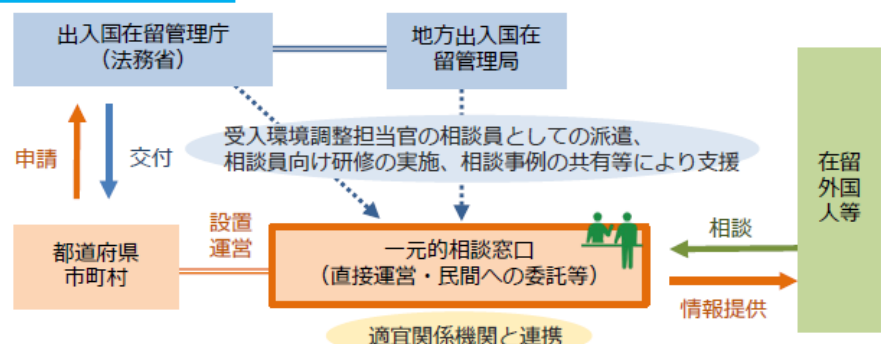
○整備事業

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	—	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

○運営事業

区分	外国人住民数	単独方式の場合	共同方式の場合
都道府県・市町村	20,000人以上	1,000万円	1,200万円
	10,000人～19,999人	900万円	1,080万円
	5,000人～9,999人	800万円	960万円
	2,000人～4,999人	500万円	600万円
	1,000人～1,999人	300万円	360万円
	1,000人未満	200万円	240万円

事業スキーム



令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。（物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。）
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

615百万円
550百万円



背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

1 企画評価会議の実施 6百万円（6百万円）

2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】578百万円（513百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：59件（53件）

補助率：2分の1

※（2）◇ i・iiを実施する事業者に
は補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

<取組事例>

- 複数市町村による連携促進
- オンラインによる広域的な日本語教育等

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

- i「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

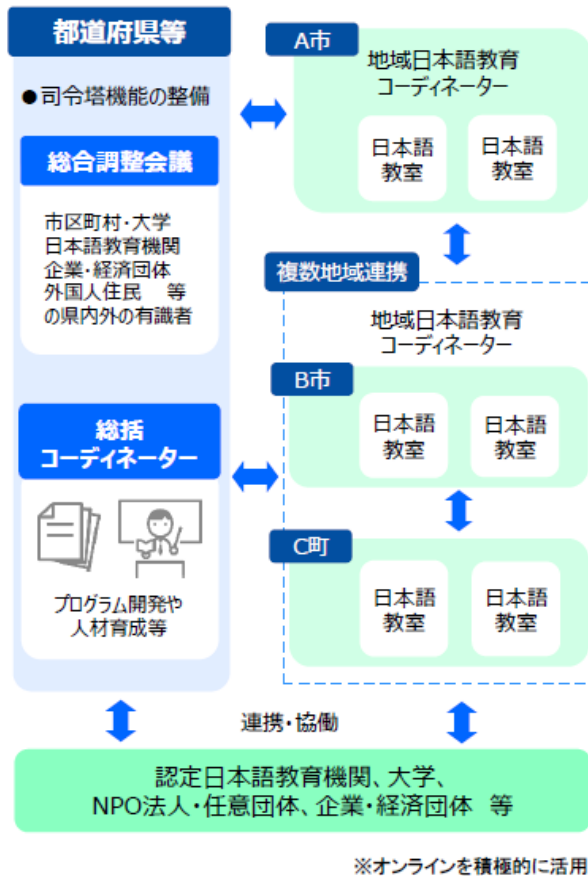
（3）都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- 市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ



アウトプット（活動目標）

- 都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

- 各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

(参考) 全国知事会提言 (令和 8 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望)

指定都市市長会要請 (外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請)

全国知事会提言 (令和 8 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望) (令和 7 年 7 月 24 日)

【政策要望 地方行政関係】

7 地域国際化等の推進について

(1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア 我が国の将来を見据え、今後の外国人受入に関するビジョンを早急に示し、国民の理解を得て、多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。(中略) 医療や年金、教育、防災対策等の施策が国の責任において着実に実行されるよう、司令塔となる組織の設置を検討すること。加えて、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、多文化共生施策の拡充を図ること。

イ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金について、国の予算が十分でなく地方公共団体の必要額に不足が生じている。(後略)

ウ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう、国が統一的なプログラムを示すこと。

エ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、国の予算が十分ではなく都道府県の必要額に不足が生じていることから、都道府県の事業実施に支障がでることのないよう、十分な予算を確保すること。また、国庫補助率を引き上げるなど、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実にに向けた永続的な地方財政措置を講じること。

オ～キ (略)

ク 育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入れ環境の整備にあたっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援について、国、地方公共団体、関係機関、事業主等の役割を明確にし、各対象に周知するとともに、地方公共団体の取組に対して十分な財政措置を講ずること。

指定都市市長会要請 (外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請) (令和 7 年 8 月 4 日)

1 外国人住民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力に推進していくこと。

2 外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人住民に合わせて、また、指定都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。

3 (略)

4 地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な担い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。

5 地域社会の構成員として活躍できるよう、帯同家族を含む長期滞在者に対して入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。

外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の見直し

外国人との秩序ある共生社会の構築のため、地方自治体・地域社会における在留外国人の**地域社会のルール**の習熟促進、**行政手続利用の適正化**等の観点から、財政措置を拡充する。

1. 在留外国人への対応に必要な**環境整備**に係る特別交付税措置（措置率0.5）の**対象経費を追加**

現行

日本の制度（税・社会保険・行政手続等）の周知



追加

行政情報の多言語化
（翻訳・通訳）



追加

① **地域社会のルール等の習熟のための取組** **ルール等を学ぶ上で必要な日本語の指導**



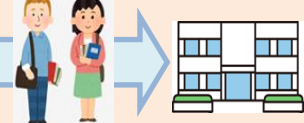
- ・ ゴミの分別ルール
- ・ 自治会への加入促進

② **ワンストップ相談窓口からの同行支援**

ワンストップ相談窓口
（入管庁事業）



市役所・保健所等



③ **行政・地域社会と在留外国人をつなぐ** **「ブリッジ人材」の発掘・活用**

- ・ 行政情報の伝達
- ・ 在留外国人の相談の集約
- ・ 地域行事等への参加の呼び掛け



2. 都道府県の**JET-CIR※**（国際交流員）について、**普通交付税の算定の見直し**

※CIR: Coordinator for International Relations

現行

業務
通訳・国際交流等が中心

財政措置（県分）
国調人口に応じた算定

（市町村分は任用数に応じた算定）

・ **環境整備の取組へのJET-CIRの積極的な活用**（活用事例の紹介、研修の実施）



自作の市内地図を使った
日本語の指導
（岐阜県美濃加茂市）



庁内ワーキングチーム
への参画
（千葉県松戸市）

・ **JET-CIRの任用数に応じた算定**（密度補正）の導入

※ R7年度補正予算により、**地方自治体における環境整備のモデル事例を創出し、横展開**（予算額：0.3億円）

地域における外国人との共生施策に対する地方財政措置

○「外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体における施策に対して、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

※赤字はR8年度に追加・拡充

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化等の推進に要する経費 ※1 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費、 「外国人受入環境整備交付金」（法務省所管）を受けて設置された一元相談窓口から行政窓口等への同行支援に要する経費 等	（都道府県分※2・市町村分） 特別交付税措置
②在住外国人が地域社会のルール等に習熟するための取組に要する経費 ※1 ※「地域社会のルール等」：税・行政手続等の日本の制度、地域のゴミ出しのルールや自治会・消防団への加入等、地域で生活する上で必要なルール・マナー等 対象経費：地域社会のルール等やルール等を学ぶ上で必要な日本語の講座の開催経費、相談員や講師、通訳の派遣経費 等	
③地方公共団体・地域社会と在留外国人との橋渡し役となる人材（「ブリッジ人材」）の活用に関する経費 ※1 ※「ブリッジ人材」：地域において、在留外国人への行政情報の伝達や地域行事等への参加の呼び掛け、在留外国人の相談の集約等を行う人材 対象経費：ブリッジ人材の発掘や研修に要する経費、ブリッジ人材の活動に要する経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 ※1 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	（都道府県分・市町村分） 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、 就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	
⑥先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	（市町村分） 特別交付税措置

＜国庫補助事業分＞

※1 相談員、通訳者・翻訳者、研修の講師、ブリッジ人材等への報酬を含む。 ※2 都道府県と市町村が締結した協定等に定めた取組に限る。

措置項目	地財措置
⑦一元相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10/10、運営費1/2（R8当初予算（案）10億円）	（都道府県分） 普通交付税措置
	（市町村分） 特別交付税措置
⑧外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2（R8当初予算（案）6億円）	（都道府県分・政令市分） 普通交付税措置
	（市町村分（間接補助分）） 特別交付税措置

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等